身体障害者手帳



永久的ストーマを造設された方は身体障害者手帳を取得することができます。 手帳を取得すると、ストーマ装具の給付制度に申請することができます。 手帳の交付まで1ヶ月~2ヶ月かかりますので、お早めの申請を推奨します。

■身体障害者手帳の申請手順

①お住まいの市区役所の障害福祉課にて以下の書類を取得します。

「身体障害者手帳交付申請書」 「身体障害者診断書・意見書(ぼうこう・直陽用)」

②病院で「診断書」を作成してもらいます。

認定医のいる病院で診断書を作成してもらいます。

※障害福祉課窓口にて認定医のいる医療機関と医師名を確認できます。

③以下の書類を用意して障害福祉課にて申請をします。

約1~2ヶ日

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ·身体障害者診断書·意見書
- ・印鑑(シャチハタ不可)
- 縦4cm×横3cmの写真
- ・個人番号(マイナンバー)
- ・身分証明書



④身体障害者手帳が交付されます。



日常生活用具給付券



身体障害者手帳が交付されると日常生活用具の給付を受けることができます。 給付を受けるためには、障害者福祉係で申請をする必要があります。 また、現金ではなく日常生活用具給付券での支給となります。

※高所得者の場合、給付が受けられない場合があります。

■日常生活用具給付券の申請手順

①以下の書類を用意して障害福祉課にて申請をします。

- ・日常生活用具給付申請書
 ※申請窓口でもらえます。
- 所得証明書類※源泉徴収票・確定申告書など
- 印鑑(シャチハタ不可)
- ・身体障害者手帳



②ザイタックが見積書を作成し障害福祉課へ提出します。

約2週間

障害者福祉課窓口で、

<u>給付開始月と見積期間</u>を確認していただき、ザイタックまでご連絡ください。

③日常生活用具給付券が発行され、ザイタックに届きます。

※市区役所によっては直接ご自宅に届く場合もございます。

Point

- ・給付券はお金の代わりになりますので、<u>必ず署名・捺印</u>が必要になります。
- ・署名・捺印をいただくために商品購入時に給付券をご自宅へお送りいたします。
- ・給付券はザイタックが保管します。署名・捺印後ザイタックへ郵送ください。

実際の日常生活用具給付券



実際の日常生活用具給付券に記載されている項目の説明になります。

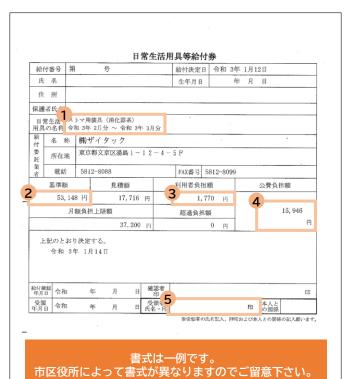
給付用品名と 給付券の期間

給付券1枚の 給付金額

3 自己負担金額 ※原則1割負担になります

4 公費負担額 ②給付金額 - ③自己負担額

5 署名・捺印欄



□ 常生活用具給付券とは別に<u>「日常生活用具給付委託通知書」</u>が自宅に届きます。 給付の決定をお知らせする書類になりますので、ご自宅にて大切に保管ください。

日常生活用具給付券の利用方法 💯 🖼 🎎 🌝 💮



対象期間になりますと、日常生活用具給付券を利用したご注文が可能になります。

■日常生活用具給付券ご利用までの流れ



※日常生活用具給付券はザイタックで管理します。

■日常生活用具給付券を利用したご注文方法

月額給付上限額(例)

消化器系: 8,858円 尿路系: 11,639円



こちらの上限額は一例です。 給付券は2か月分が1枚になって 発行される場合が多いです。

※給付上限額、給付月は市区役所によって異なります。

何 6か月分の給付券で2万円分購入した場合

月数	4月~5月		6月~7月			8月~9月	
給付金額	17,716円		17,716円		17,716円		
給付券内訳	1,771円 (自己負担)	15,945円 (公費負担)	1,771円 (自己負担)	15,945円 (公費負担)		1,771円 (自己負担)	15,945円 (公費負担)
2万円分		券と って購入		残った給付券は 次回購入する際にご利用いただけます。			
			w o J o H o	∆#∓	1+4A.H.#.a	-	I-祭件! 主士

※目己負担金額は給付券の初回使用時に発生します。

発行された日常生活用具給付券の期間内に、給付金額を超えるご注文をされ た場合は、超過した分の金額が全額ご実費となります。